

總行行第368号
国不入企第38号
令和5年1月11日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会事務局長 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市議会事務局長 殿
(議会事務局扱い)

總務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化に関する
取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

公共工事の施工時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け總行行第158号・国不入企第16号）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものであります。このため、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の

前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることが重要です。

このような平準化の意義や重要性に鑑み、総務省及び国土交通省は、令和2年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施するなど、各地方公共団体における平準化の取組を促進してまいりました。

このたび、「令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添1～2のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、今回の「見える化」を踏まえ、近隣の地方公共団体をはじめとした他の地方公共団体の進捗や取組状況を適宜参照の上、平準化の取組をより一層進めていただくよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、要請します。

平準化の取組の推進にあたっては、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け總行行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政部局のほか、農林や建築など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携していただきますよう、お願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における平準化の取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知願います。